

朝倉市庁舎整備基本構想

概要版



朝倉市は、平成18年3月に甘木市、朝倉町および杷木町の1市2町が合併し、「朝倉市」として誕生しました。現庁舎は、合併前の平成17年3月10日に調印された合併協定書に定める「新市の事務所の位置は、甘木市大字菩提寺412番地2とする。」ことに基づき、旧甘木市役所の庁舎を朝倉市の本庁舎として活用してきました。

しかし、昭和48年1月に竣工した現庁舎は、老朽化が進むとともに、狭あいとなり、またバリアフリーにも対応することができない状況があります。あわせて、平成18年1月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成26年に現庁舎の耐震診断を実施した結果、現庁舎は耐震性に不安を残す結果となりました。このことから、朝倉市は庁舎整備の基本方針となる「朝倉市庁舎整備基本構想」を策定することとしました。

1. 庁舎の現状と課題

(1) 耐震性能の不足

平成26年度に耐震診断を行ったところ、 I_s 値※1=0.41、補強ブレース※2が101か所必要という診断結果になり、耐震性能の不足が明らかになりました。 I_s 値は地震力に対する建物の強度を示し、庁舎に求められる I_s 値は0.9以上とされています。

(2) 本庁方式分散型による機能の分散

職員が執務する事務所は、支所機能を除き4か所に分散しているため、用件が各部局にまたがるような場合は、事務所間を移動しなければならず、市民サービスや利便性の低下を招いています。

(3) 建物・設備の老朽化

コンクリートの劣化や鉄筋の爆裂による中性化、屋上防水の劣化による雨漏りが発生している状況があります。また、耐用年限による設備性能およびシステムの大きな見直しが求められています。

(4) 防災拠点機能の不足

現庁舎は、耐震性能が不足しており、あわせて土砂災害警戒区域に一部指定されていることから、災害対応機能が十分といえません。

(5) 庁舎の狭あい化

行政ニーズの多様化、事務量の増加等により狭あい化が進み、窓口および待合スペース、執務スペース、個別相談スペースや授乳スペースなどを設置するスペースが不足しています。

(6) バリアフリー対応の不足

庁舎は、誰もが利用しやすいことが必要です。しかし、現庁舎建設時には、障がい者や高齢者などに配慮した構造ではなかったため、改修によるバリアフリー対応だけでは十分といえません。

現庁舎の整備方法について、上記を踏まえ

- ① 現庁舎を耐震改修しても老朽化は解消されず、いずれ建替えが必要となること。
 - ② 合併後15年間（平成32年度まで）は、合併特例債を活用した庁舎建設が可能であり、将来の財政見通しを踏まえれば、合併特例債を活用した庁舎建設が優位であること。
- などを主な理由として、**現庁舎の整備方法は建替えとします。**

※1:「 I_s 値」とは、建物の地震に対する強さを表す指標で、一般的な建築物は0.6以上、市役所庁舎は0.9以上の性能が求められます。

※2:「補強ブレース」とは、建物の強度を上げるために、鉄骨等の枠を設置する耐震補強工法です。

2. 新庁舎の基本理念および基本機能

朝倉市の主たる事務所となる新庁舎は、朝倉市の中核施設としての機能と魅力を十分に備えたものとなることが求められます。そのためには、市民に親しまれ、だれもが利用しやすい庁舎であることが求められます。また、まちづくりの中心的な役割を担いながら、効率的な行政運営にも対応可能な頼れる庁舎であることが求められます。

そこで、新庁舎の建設にあたっての基本理念と、その具体的なあり方を示す基本方針を次のとおり定めます。

(1) 基本理念

あさくらを潤いのある「未来」へ、やさしく・つよく・つなぐ交流拠点

美しい水と緑、豊かで賑わいのあるコミュニティがまちに溢れる、潤いのある「未来」へ

(2) 基本方針

やさしい庁舎

ひとにやさしい庁舎
まちにやさしい庁舎
自然にやさしい庁舎

■ひとにやさしい庁舎

あらゆる世代の人が利用する庁舎は、公共交通機関と自動車のどちらでも容易にアクセスできる環境を整えます。また、ユニバーサルデザインとし、分かりやすい表示や使いやすい窓口配置等のレイアウトにするとともに、プライバシー保護にも配慮し、人にやさしい庁舎とします。

■まちにやさしい庁舎

必要な機能を確保しながら建設費と維持費を抑えた経済的な庁舎とします。また、庁舎がその周辺一帯とともに発展していくよう、まちづくりの拠点としての役割を担います。

■自然にやさしい庁舎

省エネルギー技術の積極的な導入や自然エネルギーの利用で環境負荷の小さい庁舎とします。また、地元産材や自然素材の利用で自然にやさしい庁舎とします。

つよい庁舎

災害につよい庁舎
セキュリティにつよい庁舎
変化につよい庁舎

■災害につよい庁舎

耐震性能と自立したライフラインを備えた建物とし、大規模災害時に迅速な対応ができる環境を整え、災害対策本部などの防災拠点として市民の安全を守る庁舎とします。

■セキュリティにつよい庁舎

高度に発達した情報化社会に対応し、市が保有する重要な情報の漏えいを防ぎます。また、施設のセキュリティ体制を整え、安心できる庁舎とします。

■変化につよい庁舎

人口変化などの社会情勢変化や機構改革に対応し、柔軟な使い方ができる施設とし、変化に対応できる耐久性の優れた庁舎とします。

つなぐ庁舎

市民と行政をつなぐ庁舎
人と人をつなぐ庁舎
人と自然をつなぐ庁舎

■市民と行政をつなぐ庁舎

わかりやすく使いやすい庁舎は、市民に親しまれ大切にされます。また、市民と行政をつなぎ、近づけることで、より良質な市民サービスを提供できる、市民に開かれた庁舎とします。

■人と人をつなぐ庁舎

市民交流や市民活動を促すことで、人と人をつなぎ、豊かなコミュニティを創出し、文化を受け継ぐ、市民が集う庁舎とします。

■人と自然をつなぐ庁舎

自然と共生する持続可能な社会をつくり、次の世代へとつなぐ、朝倉の自然と市民の命を守る庁舎とします。

3. 新庁舎の整備方針

(1) 新庁舎の建設位置

新庁舎の建設候補地は、地方自治法および都市計画マスタープラン等の上位計画、新庁舎の必要規模、法令規制等による絞り込みを行い、次に示す4地点のほか、市議会および市民会議から意見のあった⑤千代丸堤線と来春一木線の交差点周辺を含み、検討を行いました。

なお用途地域については、庁舎が建築可能な用途地域に見直す予定です。

①現在地または現在地北側



②甘木バスセンター



③ピーポート甘木周辺



④甘木鉄道駅前



庁舎の位置は、朝倉市のこれからのまちづくりを左右する重要事項です。

まちづくり、アクセスの利便性、安全性、実現性・経済性の視点から協議・検討を重ねた結果、

- ① ピーポート甘木などの既存施設を活用することで、新庁舎の建築面積を縮減できること。
- ② 周辺地域やまちの活性化に寄与することが期待されること。
- ③ 多方向からの道路網、I Cや駅までの距離など、アクセス面において住民の利便性が高いこと。
- ④ 合併特例債の適用期限である平成32年度までの庁舎建設の実現性が高いこと。

などを主な理由とし、**新庁舎の建設位置は『ピーポート甘木周辺』が最適であると判断いたしました。**

(2) 庁舎体制の在り方

住民の利便性、職員の事務効率化を考慮すると、本庁方式集中型が最も望ましい形です。しかし、庁舎建設の事業費が将来の財政見通しに大きな負担を強いることが懸念されることから、既存施設を活用することも選択肢の一つとしながら、本庁方式集中型か本庁方式分散型の検討を行います。

(3) 新庁舎の規模

新庁舎の規模を検討するための基本指標として、人口、職員数、議員数についての現状と将来推計の結果を示し、平成27年度の職員数に基づき新庁舎規模の算定を行います。新庁舎に統合した場合の想定される組織に属する職員数は、現段階における職員数477人（現在執務している人数）、議員数18人を基準とした指標設定を行うこととします。また、自動車の駐車台数は、現状に基づいた台数から算出し、合計640台で設定します。

<庁舎規模の算定>

区分	①総務省基準	②国交省基準
事務室	3,555.9 m ²	2,457.5 m ²
会議室、倉庫等	3,801.2 m ²	5,252.0 m ²
玄関、廊下、階段等	2,942.8 m ²	2,834.0 m ²
議場	630.0 m ²	630.0 m ²
合計	10,929.9 m ²	11,173.5 m ²

<駐車場規模の算定>

利用者	台数(台)
一般来庁者	160
公用車	100
職員	380
合計	640

※①総務省起債対象事業費算定基準 ②国土交通省新営庁舎面積算定基準

新庁舎の必要規模については、10,900 m²程度を基準とします。ただし、将来の財政見通しを考慮し、既存施設の活用などにより、縮減に努め、適切な規模について継続して検討を行います。

4. 新庁舎の整備計画

(1) 概算事業費

事業費については、今後策定する基本計画で詳細に検討しますが、建築費については、48.96 億～62.23 億円となる見込みです。朝倉市の財政事情を考慮し、今後の検討において可能な限り、全体事業費の縮減を図っていきます。

(2) 事業手法

これまでは、従来型の事業として各業務の仕様書を基に分離発注を行ってきましたが、近年の公共事業においては、限られた財源の下、より効率的、効果的な公共施設の整備等を行うために、民間資金やノウハウの活用を前提とした性能規定による一括発注方式の検討も行いました。

本庁舎建設については、従来型の事業手法であれば、合併特例債を財源とすることができるため、P P PやP F I※3よりも、財政的に有利に実施できる見通しです。

(3) 財源

庁舎建設に対しては、通常、国からの支援などはありませんが、本事業については、合併特例債※4を財源とすることができます。

＜合併特例債を活用しない場合＞

庁舎整備費	
市の借金（75%）	一般(25%)
市の負担（100%）	

＜合併特例債を活用した場合＞

庁舎整備費	
市の借金（95%）	一般(5%)
交付税措置（66%）	市の負担(34%)

事業完了を合併特例債の期限である平成 32 年度までとするとともに、優位な財源を活用しながら、できる限りの事業費縮減に努めていきます。

(4) 庁舎整備スケジュール

本事業は、合併特例債の適用を前提としていることから、平成 32 年度に竣工する必要があります。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
①基本構想/基本計画	→						
②基本設計		→				竣工	
③実施設計			→				
④建設工事				→	→		
⑤周辺整備等					→	→	→

※3：「PFI」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法です。

一方、「PPP」はこの概念をさらに拡大し、公共サービスに市場メカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民営化等の方策を通じて、公共サービスの効率化を図ることをいいます。

※4：「合併特例債」とは、市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、合併後 15 年間に限り使える地方債です。事業費の 95%までを借り入れることができ、後年後において元利償還金の 70%が地方交付税（国からの支援金）で措置されます。

＜お問い合わせ先＞

〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺 412-2 朝倉市 総務部 総合政策課

TEL：0946-22-1111 FAX：0946-22-1118 MAIL：sousei@city.asakura.lg.jp